

裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年10月5日開催分）

司会者：それでは時間になりましたので、裁判員経験者意見交換会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、本当にありがとうございます。今回お集まりいただいた皆様は、かなり重い事件を御担当された方で、しかも審理と評議の期間が合計6日以上という方々ばかりです。こういった機会に、またお越しただけけるということは、本当に感謝の念にたえなくて、ありがたく思っております。

この会は、裁判員を経験された方々でないと言えない御意見、御経験、御苦勞を率直にお話いただいて、裁判員裁判のよりよい運用に反映させていただくというものです。ですので、批判的な観点の御意見も大歓迎ですし、むしろそちらの方が、今後の裁判員裁判のよりよい運用に活かせると思いますので、できれば辛口のコメントもいただければと思います。

それでは、あらためて自己紹介をさせていただきますと、私は本日司会を務めさせていただきます第11刑事部の浅香と申します。大阪には昨年の1月から参りまして、裁判員裁判自体はそれほど多く経験しているわけではございませんが、これまでに、恐らく100名程度の裁判員、あるいは補充裁判員の方々と接してきました。その中で、それぞれの社会経験や生活に根差した貴重な御意見等を頂戴し、その結果、いつも非常にいい結論に到達できているのではないかと感じており、裁判員の皆様には本当に感謝しているところです。本日も貴重な御意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

大森裁判官：大阪地方裁判所第11刑事部裁判官の大森と申します。私は横浜と大阪で、トータルで4年半、裁判員裁判を担当しております。今後も、まだまだ裁判員裁判を担当させていただく身ですので、本日は非常に困難な事件の審理を御担当された皆様から、その辺りの御苦勞や忌憚のない御意見をいただければありがたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

谷口検察官：大阪地方検察庁の谷口と申します。本日は裁判員を経験された方々から直接お話を伺うことができる、大変貴重な機会ということで、非常に楽しみにして参りました。どうぞよろしく願いいたします。

後藤弁護士：弁護士の後藤でございます。大阪弁護士会から参りました。本日は裁判員裁判における審理の日程の在り方、時間の取り方、そういったテーマと伺っております。こういった点について経験者の方々の率直な御意見を伺えればと思っております。よろしく願いします。

司会者：それでは、裁判員経験者の皆様から、どのような事案を御担当されて、どのような御感想を持たれたのかをお伺いしていきたいと思えます。

1番さんからお願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：私が担当した事件は、夫婦げんかの結果、旦那さんがお亡くなりになったという傷害致死事件でした。被告人は包丁を持っていたら知らない間に刺さっていたということで無罪を主張されていて、検察官と弁護人のおっしゃっていることが、真っ向から対立している事件でした。最初の頃は、本当に真実が分からないので、こんなの真実にたどり着けるわけないやんと思いつつながら、裁判に臨んでいたというのが実感でした。私も仕事でファシリテーション、会議の進め方というものをいろいろ勉強している部分はあるんですが、そういった面から見ても、裁判長にはすごく分かりやすく審理・評議を進めていただいて、その中で、だんだんこれが真実なんだということが、私なりにも分かっていったというように思います。裁判員は本当にいろんな方がいらっしゃっていて、年齢や性別も全くばらばらだったんですけど、そういった方々がそれぞれの角度から光を当てて、私自身も一生懸命光を当てて、何が真実なのかというものを見ようとして、そういった方々といろいろ話をしていくうちに、三次元で事件がだんだん分かってくるという経験をして、私としては、すごく勉強になったと感じましたし、最終的には非常に納得できる結論につながったと思っております。この裁判員裁判という制度というのは、専門の方々以外の、国民の目線というか、素人目線での意見というのを反映させていくために

作られている制度だと思いますので、すごく意味のある制度だなというふう
に実感しました。専門の方々からすれば、普通に裁判を進めた方が早いと思われ
ることもあるかと思うんですが、私自身は、非常にいい制度だなということ
を実感しました。本日この会にぜひ来たいと思ったのは、このことをお伝えした
いと思ったのが一番大きかったです。私の周りでも、裁判員になったのは私
が初めてだったので、どんなんやったとよく聞かれたんですけど、制度として
は意味がある制度だよということは伝えていきますし、裁判員を経験できたこと
は本当によかったと思っています。

1つだけ反対なことを言うと、量刑に関しては、入り口から全然分からな
かったですね。こんな事案ですというのがあっても、それがどれくらいの事件な
のか、懲役何年とか執行猶予とか全く分からないので、あらかじめ過去の事例
からするとこれぐらいかなというような話を示していただいて、そうは言っ
ても、今回の事件ではこうだろうという部分とかについて、裁判員として意見を
言わせていただく方が、楽と言うか、早いのかなという気はしました。

司会者：ありがとうございます。今最後におっしゃったのは、過去の裁判例が
データとして蓄積されていて、それをどこかでお見せしていると思うんですけ
れども、それを、もう少し早い段階で見せてもらえたら、もう少し早く結論に
到達するのではないかという御意見ですか。

裁判員経験者 1：段階は今の段階でもいいんですけど、結局は事例から見るとこ
れぐらいというのはほぼ見えるので、過去の事例をみんなで見ると、こんなもん
かなとみんなで見出して行くよりは、あらかじめ過去の事例からするとこ
れぐらいの範囲かなということを提示していただいた方が早いというか、分か
りやすいのかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。

続けて2番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 2：私の担当した事案も夫婦げんかから発生した傷害致死事件でし
た。事件が起こった日は夫婦げんかがエスカレートして、ベランダで揉めてい

るうちに、被害者である妻がベランダから落ちてしまったということです。金曜日の昼から裁判が始まって、次の週の金曜日に結審で、ほぼ1週間かかった内容でした。

私個人的には、ミーハー的な感覚で裁判員を一度やってみたいという思いがあり、非常にいい経験をさせていただいたと思っております。先ほど1番の方の話がありました量刑の裁判例についてですけど、それは一つの目安にはなるんですけど、反対にそれにとらわれてしまうこともあるのかなと思いました。ただそれは、専門家の裁判官の方が今までずっとされてきた蓄積なんで、我々には分かりやすいと思う反面、何かそれに縛られてしまうという感じもちょっとしました。それと、我々素人が意見を言って、裁判官の方がいろいろ専門的な見地でフォローしていただいたんですけど、さすがにプロの方はこういう見方をするんだなと、こういうふうな見方で刑罰が決まっていくんだなというのが、非常に参考になりました。

司会者：ありがとうございました。

2番さんが御担当された事件は、暴行の行為が意図して行われたのが争われた傷害致死事件です。選任されたその日の午後に審理が始まって、週明けの月曜日から第2回の期日があって、証人や被告人からお話を聞いて、さらにその翌日には、情状証人のお話を聞いて、翌日最終日に論告・弁論があって、その日のうちに評議が始まっていったというような審理過程だったようです。

あと、量刑データベースのお話がありましたが、あのデータは、これまでの裁判員裁判のデータですので、裁判官だけのデータというのは基本的になくなってきていて、裁判員の皆様のOB、OGの方々が苦勞して出されてきた結論を参考にしているものになります。

それでは、3番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者3：私が担当させていただいた事件は、殺人と建造物放火未遂という2件の事件で、家族間の事件だったのですが、被告人が精神的な疾患を持たれているということで、責任能力とか、そういった部分も問題になりました。

裁判員として審理に入らせていただく段階では、いかに裁判員としての役割を全うできるかということを考えていました。感情的なことを言えば、殺人事件と言えはやっぱり何か悪いんやろうなという感じで、それを素人が何年とか決めるといふことに対しては、実際どうやって決まるのかなと思いました。それを、順を追って、形式に乗っていく中で、裁判員も知識や状況の確認、証拠等を適宜検討していく段階で、誰が見ても妥当な判断に落ちつくってということ、裁判員、民間の意見も入れながら、それを判決に影響させていくということで、大変意義のあることだなと思います。量刑の判断というところでも、今までのそういった事例の中から数字に当てはめるというんじゃなくて、事情であったりとか、経緯であったりとか、そういった部分をいかに考えて結論を導き出すというのは難しいなと思ったんですけど、納得できる判決というのが導き出せてよかったなと思っています。

司会者：ありがとうございました。

では、4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者4：私がかかわらせていただいた事件は、被告人が、アパートを訪ねたときに出てきた妹である被害者を刃物で刺して、更に悲鳴や口論を聞いて駆けつけた同じアパートに住む住民の方も刺して、その方に取り押さえられたという事件で、殺人未遂なのか傷害に留まるのかが争われました。背景に兄妹間の確執があったり、後に判明する被告人本人の精神的な疾患が事件に関係していて、責任能力の有無が争われたりした事件でもありました。私は、少しだけ法律を学んでいたこともありまして、裁判員裁判に興味をもっていたんですけど、座学ではなくて、どのように公判が流れていって、どのような評議が行われるのかということに興味がありましたので、いい経験ができたと思っています。

ただ一方で、私はまだ20代なんですけど、20代の自分が人の人生にかかわって量刑を決めるということに、責任感と言いますか、少しプレッシャーもありました。皆さんがおっしゃられていた量刑に関しましては、私もデータベ

ースを見せていただいて参考にしたんですけど、やはり同じ事件というのではなく、似た事件も少なかったことから、参考にはしたんですけど、ほどほどにし
か参考にならなかったなというのが正直な感想です。全体としてはいい経験だ
と思いますし、周りの若い人たちにも、これを伝えていけたらいいなと思っ
ております。

司会者：ありがとうございました。

では、5番さん、お願いいたします。

裁判員経験者5：私が担当した事件は、被告人が高齢の被害者の背後からハンマ
ーで頭を殴った殺人未遂事件ということになります。被告人が非常に若い人だ
ったんですが、精神的な疾患をもっていて、計画性があるかどうか、責任能力
を問えるかどうかということが争われました。裁判員を経験した後は、新聞も
より多く見るようになりましたし、世の中にはいっぱい事件があって、こうい
うふうに裁判員裁判をやっているということがよく分かりました。

司会者：ありがとうございました。

皆様が、本当に大変な事件を御経験されたのが、よく分かりました。

それでは、本日の意見交換のテーマに入っていきたいと思っておりますけれども、
今回テーマとして掲げさせていただいたのは、裁判員として参加しやすい選任
手続や審理・評議の日程、あるいは日程や審理・評議における裁判員の方々へ
の負担への配慮です。背景としましては、新聞報道等もなされていましてけれ
ども、裁判員の方々の辞退率が年々上昇しているという問題意識がございま
す。裁判員を御経験いただいた皆様からは、先ほど、裁判員を経験してよかつ
たというふうにおっしゃっていただいて、私もこれまで多くの裁判員の方々か
ら、非常に前向きな御意見をいただくことが多かったんですけども、残念な
がら数字的には、辞退率が上昇しているという状況にあります。裁判所として
も、裁判員候補者の方々に適切な配慮をすることによって辞退を少しでも食い
とめ、よりよい裁判員裁判にしていきたいという思いが強くございます。その
ような観点から、今回は重大事件で、しかも審理日程が長めの裁判員裁判を御

担当いただいた皆様にお越しいただいて、御意見を頂戴できればと思っているところですよ。

まず、皆様に思い起こしていただきたいのは、裁判員候補者名簿に載ったという連絡が来てからしばらくして、具体的な事件について裁判所にお越しいただきたいという連絡が行ったかと思います。そこには、職務従事期間として、具体的な日付が書いてあって、選任された場合、これらの日にお越しいただくことになると、そのようなことが書かれていたと思います。お仕事を抱えておられる、あるいは御家庭の事情もいろいろあるかと思うんですけども、どのような御苦勞があったかですとか、どのような調整をされたかという辺りについて、率直なところを教えてくださいと思います。また、それについてこんな工夫があったら、もう少し、周りの人も参加しやすくなるのではないかとかいうようなことがあれば、おっしゃっていただければと思います。

では、5番さんから、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5：私の場合、裁判員候補者として裁判所に来て、その日の翌日から裁判とは考えてなかったものですから、一応直属の上司には前もって言っただんですけど、その日のうちに直属の上司に電話したら、抜けられると仕事にならないから辞退できないかと言われたんですよ。ただ、部署の最高責任者にも連絡したところ、仕事よりもそちらの方が大事やから、会社は特別休暇にしてあげるからぜひとも行ってこいということになったので参加することができました。

私の希望からすると、候補者として来る日はもちろんのこと、裁判員として選ばれたらその後、何日か日にちをおいて裁判にしてもらいたいですし、なおかつ裁判所の方から会社の責任者に、一応こういうことで何日間来てもらうことになりましたと一報を入れてくれたら、休みがとりやすいですし、仕事に気兼ねなく参加できたと思います。裁判員として参加した数日間はずごく意義がありましたけど、その後やっぱり会社にはちょっと出づらかったです。

司会者：ありがとうございました。4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 4：私は送られてきた手紙に大体の日程が書いてありましたので、上司に相談して、特別休暇があるから行ってきてもいいよということで、そこはスムーズに行きました。ただ、抽選になるということで、半分も受からない、3分の1、それ以下だということで、当たることはないだろうと高をくくって行きましたら当たりまして、それが水曜日だったんですけど、木曜日、金曜日と裁判がありまして、土日を挟んで月曜日と、1週間職場を空けることになってしまったので、それは非常に大変な思いをしました。水曜日の抽選の日の午後からすぐ職場に戻りまして、1週間空けても大丈夫のように仕事を片づけて、それから「当たりました」と各所に連絡を入れながら、何とか調整したんですけど、抽選で選ばれた日と裁判が始まるまでに1日あれば、もう少し準備ができたかなという思いがあります。それ以外は、私の会社は特別休暇の制度が整っていましたが、繁忙期は空けられるようにアンケートみたいなものも届いていましたので、問題なく裁判員裁判に参加できました。

司会者：1日空けばよかったというお話ですが、もう何日か空いていた方がありがたいということはありませんか。

裁判員経験者 4：私自身は1日でも構わないと思います。

司会者：4番さんが御担当された事件のスケジュールを確認しますと、その後も長いですね。水曜日に選任されて、木曜日、金曜日と裁判があつて、翌週も月曜日、水曜日、金曜日と裁判があつて、さらに翌々週も月曜日、水曜日、金曜日とされているようで、かなり長く続いていますけれども、それでも1日あれば大丈夫なものなのですか。

裁判員経験者 4：そうですね。1日あれば、仕事を誰かにふったりすることもできますので。それが翌日からとなると、なかなか厳しいものがありまして、その調整が結構大変でした。

司会者：ありがとうございます。では、3番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 3：私の場合、今回の審理はこういう流れですというのが2か月ぐらい前に来ますよね。私自身は自由業なんでスケジュールの調整は可能だった

んですけど、ただその分、関係先への連絡とかが増えてきて、1週間連続というのはきついなと思いました。周りの裁判員の方も、自分が行かないといけない会議とかをどうしようかなという人もいて、かといって、記憶が途切れない程度に集中審理しないといけないというのは分かるんですけど、その辺りの着地点をどの辺りで見い出せるかというのが課題になると思いました。実際皆さん、自分の生活を抱えていて、仕事を持ってらっしゃるんで、その辺りのコントロールというか、一般の人を裁判員として選任するというのは、流れとして強制的なところもあるじゃないですか。かといって、時間の調整ができる人の中からだけ裁判員を選んだら公平性に欠けますし、だから今、こういう現行のシステムをとられていると思うんですけど、もっと双方が歩み寄って、お互いスムーズでストレスのないスケジュールを考えていくことができれば今後の改善につながるかなと思うんです。1週間の中で、午前中だけであったりとか、午後からこの時間は入らないという感じで終わったりですとか、その辺りの予定を教えてもらえればと思いました。実際に裁判が進んでいかないと、難しいのかもしれないですけど、やっぱり仕事を抱えている中でコントロールするというのは、結構難しいかなと思っています。

司会者：確かに、3番さんのスケジュールを見てみますと、裁判員に選任されて、土曜日と日曜日を挟んで、月曜日に第1回の期日があったと思うんですけども、この日は午後2時ぐらいに終わる予定になっていたりですとか、後は最後の方にも、割と早く終わったりした日があったんですかね。そのような予定を知らされたのは、いつぐらいだったんでしょうか。

裁判員経験者3：前日ぐらいです。

司会者：そうすると、そうした予定が分かっているなら、もっと早くに教えてもらいたいという御意見ですかね。

裁判員経験者3：そうですね。実際には、裁判が進んでいかないと分からないとは思いますが。

司会者：ありがとうございます。では、2番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 2：私の場合、金曜日の朝に抽選があつて、次の週の金曜日まで、ほぼずっと拘束されていたという格好です。私はもう定年後の再雇用ということで、仕事の的には非常に気楽で私個人のペースである程度できるんで、1週間休むことについては、そう大きな支障はなかったんですけど、これがもし私が現役のときに言われたら、早い段階から断るか、当日に体調が悪いと言つて行かなかつたかのどちらかじゃないかなと思います。金曜日の朝に裁判所に来て、抽選があつて、当選したということで、すぐに説明があつて、昼食の休憩があつて、昼からもうすぐに公判が始まるということで、職場には抽選で当たったら休むというのは言つてたんですけど、当たったことを職場に伝える時間というのがなかつたですね。携帯で電話をしようと思つても通じなかつたり、職場に連絡する時間を取っていただいたらありがたいなと思うのと、その日は昼から帰してほしかつたなというのがあります。そうすれば、職場に帰つて、月曜日からしばらくいない分はこういう段取りでということ準備できるかなと思つていたんですけど、それができなかつたんで。もし私が現役のときに当たつて裁判員をやるとしても、抽選当日は昼から職場に帰れるように、また、次の週は月曜日から金曜日までびっちりやるんじゃないんで、2日やつて1日休み、また1日やつて休みとか、週に3日ぐらいのペースで、ある程度仕事をできる時間というのをつくっていただいたら、仕事が忙しい人でも参加しやすいんじゃないかなという気はしました。

司会者：ありがとうございます。確かに2番さんが御担当された事件のスケジュールを見ると、午前9時半から選任手続があつて、その後、裁判員に選ばれた後も裁判所からいろいろと説明があつたかと思ひますし、昼休みになつたと思つたら、もう午後1時半から法廷に行つて審理が始まるというような形です。職場に電話もできなかつたというお話でしたが、その日は審理が終わつてから、やつと職場に電話できたということでしょうか。

裁判員経験者 2：昼食を食べ終わった後に連絡はできました。ただ、上司というんですかね、上の人間には夕方に、当たつたんで、来週休みますという連絡を

入れる格好になりました。

司会者：連絡をしなければという思いを持ちながら審理されることになったと思うんですが、審理には集中できましたでしょうか。

裁判員経験者 2：それは大丈夫でした。

司会者：選任手続の日の午後は帰してもらった方が、職場とのやりくりができた
と、そういう御意見ですね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：ありがとうございました。では、1番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 1：私の場合は、会社勤めではありますけれど、立場的にある程度、自分のペースで仕事を組むことができる立場です。2か月ぐらい前に、まずこの日に来てもらって、もしかしたらこれだけやるかもしれないよという予定が来て、途中で審理の日が追加になりましたっていう御案内もいただいたんですけど、私の今の仕事はある程度、自分で調整が可能でしたんで、そういう意味ではある程度大丈夫かなというふうに思っていました。選任手続に行って当日は当たってびっくりしましたが、その後も行ける状態ではありました。もちろん仕事はいっぱい溜まりましたんで、夜、職場に行ってメールを見たりというようなことはやりましたけど、そういう意味で大変は大変でしたけど、裁判に出席すること自体はそれほど負担ではなかったです。ただ、自分以外の人たちが、こういったことを、このスケジュールで受けられるのかどうかということを考えてときに、例えば、私の会社の中でも、シフト制で仕事をしている人たちが、こういう案内をぼんと2か月前にもらったときに、どういう反応を示すかなと考えたら、多分これは辞退せんとあかんかなというふうに思うと思います。会社自体は、休暇の制度がしっかりありますし、通常の有休とはまた別に、裁判員として有休をもらえるようになっているので、申請もしっかりできるし、上司の人間なんかも理解があったので、行ってこいと、即オーケーになったんですけど、でも実体としてはシフト制で働いている人たちにとってみれば、非常にハードルは高いと思います。仕事が大変だということが辞退す

る理由に当たるのか、当たらないのかということで悩むと思うし、きっとしんどいだろうなと思います。選任手続の日に来てくれっていうのは、2か月ぐらい前に分かるんで、そこは何とでも休みを申請できるので大丈夫なんですけど、その後の1週間、7日間来てもらわないといけないかもしれないよというのが非常につらいですよ。7日間休みを申請できるかと言えば、できるのはできると思うんですけど、そのときにももし選ばれなかったら、それはそれで、じゃあ1週間どうするということになってしまい、もうずっと休むのか、仕事はないけどとりあえず会社に出てくるかというようなことになる。他の会社や職場がどうなのかは分からないですけど、私の会社の場合、大体前月の20日とか25日とか、それぐらいに翌月の仕事が出て、20日ぐらいまでに、翌月の休みを申し込まなければいけないというような状況ですので、一番最初の選任手続の日には2か月ぐらい前に連絡が来るから大丈夫なんですけど、さらにそこでももしもオーケーになったら、難しいかもしれませんが、前月の20日ぐらいまでに日程が分かって、翌月から裁判っていうことであれば、比較的休みは申し込みやすいというか、堂々と申し込めますんで、事件とか裁判の日程を考えると、すごく難しいやろなということは分かるんですけど、20日ぐらいまでに翌月の裁判ということが分かるような仕組みになれば、他の会社はどのような仕組みになってるかしれませんが、そういったシフト制で働いている人たちも、安心して、辞退しなくても大丈夫かなというふうには思うんじゃないかなと思います。

司会者：貴重な御意見ありがとうございました。まず選任手続期日のお知らせがいった段階では、抽選に当たるかどうか分からない不安定な立場でいらっしやいますよね。そうするとその後の日程がどうなっているかは、もちろん分かっておられると思うんですが、そこをきっちり手当する必要までは、その段階ではまだ感じておられないと、そういうことですかね。

裁判員経験者1：そうですね。当たってしまった場合は辞退できないから、しないといけないので、せざるを得ない状態なんですけど、もし当たらなかった

ら、それはそれでまた大変なんで、どうしてくれるんだという気はしましたね。

司会者：他の方もうなずいておられましたけど、先ほどの話だと5番さんも同じ御意見ですよ。

裁判員経験者5：そのとおりです。

司会者：4番さんも、それで間を少し空けてほしいというお話でしたね。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：3番さんは、自由業でいらっしゃるから、そこはそんなに気にしなくていいということでしょうか。

裁判員経験者3：でも、やっぱり1週間は大きいと思うんです。とにかくその日にち裁判に出るというのは、ある程度の年齢の方なら、皆さん結構大変じゃないかなと思います。

司会者：2番さんも同様ですか。当たるかどうか分からない中で、きっちり調整まではしていらっしゃっていないということですか。

裁判員経験者2：決まってから、実際裁判をやるまでの間に、仕事をちゃんとこなせる、または、休暇をとれるという期間を保証してもらったらいんじゃないかなと思います。

司会者：ありがとうございます。

この後も引き続き、議論を深めていきたいと思います。1時間ぐらい経ちましたので、ここで少し休憩を入れたいと思います。

(休憩)

司会者：それでは、再開いたします。

前半は、皆様の携わった事件の御感想をお聞きしつつ、今回のテーマである皆様の御負担に配慮した日程の組み方などにつながる話として、実際に御苦労された点などのお話を聞かせていただきました。本当に皆様が御苦労しながら

御参加いただいたというのが、よく分かりました。本当にありがとうございました。

既に少し御提言もいただいているところですが、どういう日程の組み方だと参加しやすいんだろうかというところを議論するに当たって、その前に、実際に参加されたときに、審理中、どのような御苦勞がありながらやっておられたのか、例えば先ほど1番さんから、夜帰ってお仕事に行かれたというお話もいただいていたし、恐らく似たような話は他の方もおありかと思えます。あるいは、審理がない日に、会社に行っていたりという方もおられるかなと思うんですけれども、その辺りの御苦勞を少しお話いただいて、次に、どうすればよかったかなという話につなげられればと思います。

1番さんからお伺いしてもよろしいですか。

裁判員経験者1：先ほど発言させていただいた中で、夜にちょっとメールチェックをしたりという話をしましたけど、間に土日もありましたんで、土日に少し仕事に行ったり、職場に行って仕事を整頓したりということはしていました。

1日こういう審理なり評議なりに携わって、そこは、やっぱり追加で仕事をせざるを得ないのですけれども、超勤というのが、社会的にもすごく厳しく見られている中で、仕事を追加でするっていうことが認められないような感じになってきています。私の場合は管理職の立場なんで、超勤とかそういったことを全部ひっくるめた給料体系になっていますから、特に問題なく、気兼ねなくできるんですが、そうじゃない立場の人たちは、やっぱりそういうことをしてしまうと、会社としても認めづらい話になるし、裁判員制度をしていく中で、そういったことが増えてしまうと、この制度自体続けることが厳しくなってしまうんじゃないかなと思いました。私の場合は先ほど言ったように、夕方まで1日ずっと拘束されて、しっかりと審理、評議をしていくということに関しては、仕事上はそれほど負担になったということはありませんでした。帰っているときに少しメールチェックしたり、メール対応をしたりということはあったんですけど、それ以外に関しては、特に負担ということはありませんでした。

のが事実です。

余り関係ない話かもしれませんが、選任手続期日の後の公判初日ですね。これが、朝出てきて、心の準備もないままに10分か15分後にもういきなり法廷に入って始まっちゃうというような感じで、午前中に選任手続で、午後から裁判というようなところではないんですけど、全く心の準備もできないまま裁判に突入してしまったんで、そこだけは、急に裁判モードに頭を切り替えるのが大変だったんで、ちょっとしんどかったなという気はしました。それ以外では、私自身は負担はそれほどなかったと思います。

司会者：ありがとうございます。続いて、2番さん、お願いいたします。

裁判員経験者2：私の場合は、先ほども申し上げましたけれども、現職でないの
で割と気楽に仕事をしていて、そんなに負担は感じなかったです。選任されてから、ばたばたと1週間拘束されたというのがあるんで、そこは間にもう少し時間があつたらよかったなと思います。仕事に関しては、電話でちょこちょこ聞いたりとか、事前に裁判員に当たったときの想定をして、この仕事はこの辺までやっておいてほしいとか、1週間置いておいていい分については、置いておいてくださいとか、ある程度の準備はしていました。

司会者：ありがとうございます。3番さん、お願いいたします。

裁判員経験者3：私の場合、皆さんと一緒になんですけど、実際当たらないだろうなという思いがあつて、気楽に考えていた部分もあつたんです。木曜日に選任があつて、その翌週の月曜日から裁判という予定だったので、ある程度根回しはしていて、こんな封書もらったんやみたいな感じで、一応根回しはしていたんですけど、実際当たってみると、急にやらなければいけない分とか、連絡とか、仕事を割り振らないといけない分が出てきてしまったりして、その分は結構大変だったなと思います。さっきの方も言われたとおり、あるかないか分からない日程で、実際、自分自身が仕事をしていく中で参加するということは大変ですよ。あるかないか分からないのに、その何日か前に仕事の調整をするというのは、皆さんもそうだと思うんですけど、結構スケジュール的にどうし

ような部分があるんじゃないかなと思います。

司会者：例えば3番さんですと、木曜日に選任されて、審理自体は翌週の月曜日から始まりましたけれども、営業日で考えると金曜日しか空いていないので、もう少しそこに間があると調整がしやすいという御意見ですかね。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：1週間ぐらい間があった方がいいでしょうか。

裁判員経験者3：あるに越したことはないですね。前もって言っていただく方がありがたいです。裁判の性質上、間隔を空けてはいけないということもあると思うんですけど、やっぱり事前にはっきりしていた方が、より参加しやすいんじゃないかと思います。

司会者：ありがとうございます。参考にさせていただきます。

では、続いて、4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者4：私は、ちょうど仕事が少ない時期で、ルーチンワーク自体が少ない時期でしたので、公判と公判の間に職場に行きまして、山のよう積み重ねられている仕事を片づけていくというような形で、何とか仕事ができました。普段なら、何かプラスアルファの仕事をしている時期だったんですが、そこはプラスアルファだし置いておこうということで、ルーチンワークをこなしていただくの形になりました。その点に関しては、余り問題はなかったんですけども、やはり選任手続の当日ですね。私は職場が遠いところにありましたので、職場に戻ると、もう午後3時ごろになってしましまして、そこから根回しと言いますか、いろいろ仕事を振り分けたりして、夜遅くまで残って、その日だけは仕事をしたということがありましたので、やはり間にちょっと日にちを空けていただけたらよかったかなと思います。

司会者：ありがとうございます。では、5番さん、よろしくお願いいたします。

裁判員経験者5：私は今、定年延長で働いています。仕事はきついのはきついんですけど、反面、そういう超勤とかいうことは、余り考えなくていい立場です。日程に間隔が空いていて、時間も大体5時までで終わる予定、3時までで

終わる予定、午前中で終わる予定というふうにスケジュールをもらっていたんで、他の人もこういう感じかなと思っていましたけど、違うんですかね。

司会者：いろいろなパターンがあります。

裁判員経験者 5：事件の内容とかによって変わってくるんですかね。私がもらったスケジュールは、毎日とか、時間も毎日5時とかまでっていうのと違っていたんでやりやすかったです。

司会者：5番さんのスケジュールを見ると、午後2時半ぐらいに終わる予定だったりとか、午前中に終わったものとかもありますね。この辺りの予定は、あらかじめ知らされていたんですね。それと、割とゆとりのあるスケジュールだったので、仕事の方も、その後に行かれたりしてこなしておられたということですね。ありがとうございました。

5番さんからも御指摘があったとおり、スケジュールの組み方にはいろいろなやり方がありまして、例えば1番さんの場合は、ぎゅっと詰まった審理日程になっています。それに対して4番さんの場合は、間に1日空けながら裁判をするスケジュールが2週間ぐらい続いています。先ほどは、その合間をぬって、山積みになった仕事を処理されていたというお話をいただきました。5番さんは先ほどおっしゃったとおりで、割とゆとりのある審理日程になっていて、本当に事件によって違ってくるものです。

実はこの点についてお聞きしたくて、皆様のお手元にいくつかの審理パターンをお示ししていますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。こちらを見ながら、振り返って見て、皆様の仕事上、こういうふうにやってもらったら、よりありがたかったかなとかいうことがあれば御意見をお聞きしたいと思います。言葉で説明しようとする、なかなかイメージがわきづらいかと思われましたので、イメージ図で示しています。

パターン1は、1番さんのスケジュールに近くて、ぎゅっと詰め込むパターンです。確かに連日裁判をやらなければいけなくて大変だと思うんですけども、他方で、3週目に行かずに全日程が終わるスケジュールになっています。

2週目で終わるので、裁判所からすると、裁判員の皆様への御負担が少ないのではないかと考えていて、こういう例は多いかと思えます。

パターン2以降は、本日も御意見が出ておりましたけれども、少し間隔があった方が、合間に仕事をしたりできるかなとか、連日裁判所という緊張しなければいけないところに行くのは大変だという声も聞いたりするものですから、平日5日間ぎゅっと詰めることはしないで、例えば週3日というふうに日程を入れる例です。4番さん、5番さんも、そのパターンに入ってくるかなと思えます。

その分け方として、週の真ん中で連日やって、月曜日と金曜日は空けるというパターンもありますし、4番さんのように、月曜日、水曜日、金曜日というふうに分けて1日ずつやるというパターンもあります。

それから、パターン4のように、これは5番さんのスケジュールに近いかもしれませんが、火曜日やったら1日空けて木曜日、金曜日と続けてやる例もあります。

いろいろなやり方があるんですけども、皆様が御覧になって、このパターンだともう少し参加しやすいですとか、周りの職場の同僚の方々も含めて、このパターンだと参加しやすくなるかなというのがあれば、ぜひ御意見を頂戴したいと思っています。

1番さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者1：難しいですけど、私個人の当時の状況でいうと、パターン1が一番ありがたいかなというふうに思います。ただ、先ほど申し上げたように、それがあらかじめ早いうちに分かっているということが好ましいので、できれば、選任されて、翌月にこういう形でできれば、私なり、私の周辺でシフト制で働いている人たちも含めて、やりやすいかなと思います。ある程度集中してやった方が、私はこの間いないよ、というような整理が仕事上もしやすいと思いますし、それがばらばらとあった場合、途中で仕事ができるっていう点は悩ましいんですけど、中途半端に出てきて、明日はいません、来週もいせんと

いう話になるのであれば、もうここからここまでいません、ここからは出てきた後にしますと言った方が、やりやすいんじゃないかなというふうに思います。気持ち的にも、この方が集中できるっていうのもありますし、私は個人的にはパターン1がいいと思います。

裁判員経験者2：確実に裁判員になるというのが早い段階で分かっているのであれば、パターン1でもいいかなと思うんですけど、それが、直前にならないと分からないというのであれば、やっぱり間に休みを入れてもらった方がいいと思います。個人的には、パターン4ぐらいがいいんじゃないかなと思います。

司会者：パターン2やパターン3ではなく、パターン4がじっくりくると思われたのはどの辺りからですか。

裁判員経験者2：パターン3ですと、金曜日、土曜日、日曜日、月曜日と4日間抜けることになっていきますけど、週初めがある程度仕事のスタートになるので、月曜日は職場に行ってる方がいいんじゃないかなという気がします。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

裁判員経験者3：やっぱりこれはそれぞれの仕事のパターンとか仕事量によって好みがあると思うんですけど、私の場合だったら、パターン1で集中的にやられると、しわ寄せがあるかなと思います。ある程度適当に散らしていく方がいいかなと思いつつ、週初めは忙しいんで、パターン4とかがいいなと思います。ただ、それは私個人の意見であって、たくさんの方の意見をまとめるのは難しいと思うんで、公平性を欠く部分はあると思うんですけど、こういうパターンなんだけど、これで行ける人という形で聞いて、その中から選ばれた方が、ストレスのない選び方になるんじゃないかなと思うんです。仮に50名いらっしやって、このパターンはどうですかっていうことで半分ぐらいに区分けして、その中から選んで、これはちょっと難しいなと思われる方でも、こちらのパターンの方に乗れるとか、自己申請して、それに当てはめられたら一番いいですね。それができないのであれば、やっぱり裁判員の方の意見も折り込みながら選ばれたらよりよい選任になるんじゃないかなと思います。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがですか。

裁判員経験者4：私は逆にパターン1の方がしんどくて、少しまとまった期間休みをとるとというのが、なかなかできない仕事でして、週に何日間か仕事に出られたらいいかなと思うんです。私は今回、パターン3に近い形だったんですけど、パターン3の場合、別の問題と言いますか、モチベーションの持ち方が難しいと言いますか、審理をして仕事をしてと交互にされると、事件のことを考えたり仕事との切替えがなかなか大変でして、そういうことも考えたら、パターン2のように、まとまっていて、休みもほどほど散らしてもらうのが一番ありがたいかなとは思っています。

司会者：ありがとうございます。5番さんはいかがですか。

裁判員経験者5：私の場合は、パターン4に当てはまるんですけど、今から考えたら、パターン1で集中してする方が、仕事も行きやすくなりますし、パターン1が理想かなと思います。あと、パターン1にするんだったら、前日に抽選で選ばれましたっていうのもっと前倒しにして、1か月ほど前に、あなたに決まりましたんで、会社に報告して休暇をとってくださいと、それで、裁判員になっても、1週間前とかに健康を害したりして、当日来れない人もいますんで、補充裁判員の人を5名ぐらいにしておいてもらって、それで1週間前とか5日前に、裁判員に選ばれた人がどうしても出られないというときに補充裁判員の人に連絡して、裁判員に選ばれた方が出られないんで、裁判員でお願いしますということでやってもらったら、もっとスムーズにいくと思います。

司会者：選任手続期日から1か月空けて裁判の日を入れるという話は、1番さんと3番さんも近いお話をされていきましたね。非常に参考になりました。ありがとうございます。

本日は本当に貴重な御意見をたくさんいただいているんですけども、検察官、弁護士からも、御質問がございましたらお願いいたします。

谷口検察官：検察官の谷口です。検察官としては、事件の審理に対して、裁判員

の方々がどこまで入り込んでいただけているのかというところに関心があります。例えば1番の方から、気持ち的に集中できるという点では、パターン1がいいんじゃないかというお話が先ほどありました。

あと、4番の方から、お仕事を含めての日常生活と裁判の審理という全く異質な空間とが交互に来るようなものはどうだろうかというお話があって、伺っていて非常になるほどと思ったところはあるんですけども、ちょっと質問させていただきたいのが、例えばパターン3、パターン4のように、間に日が2日、3日と入る場合に、どこまで審理に集中できそうか、あるいは御自身の経験に照らして、それだとちょっと難しいんじゃないかとか、いやそれでも、十分頭を切り替えられますとか、その辺りの御意見や捉え方をお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者1：私はパターン1がいいかなというお話の中で、集中できるというお話を申し上げたんですけど、期間中は確かにかなり集中して毎日事件のことばかり考えていました。すごく重い判断をしないといけないので、責任という意味からも真剣に考えたいし、それを考えると集中的にやった方がいいかなというふうに思うんです。ただ、これは、裁判官の方々がうまく進めておられるからだと思うんですけど、評議のときによく議論して、帰った後、夜一生懸命考えているかというとは実はそうでもなくって、しっかりと評議の中で、うまいこと議論を進めていただけるので、評議のときにしっかりとお話をして意見を言えるような環境にさせていただいていましたから、そういう意味では、評議のときはちょっと日が分かれてもいいような気はします。ただ、審理のときは、正直ついていけないところがあって、今からこれをします、今からこれをします、論点はこれだから、これからこの話をしますっていうのがぼんぼんと続いていくんですけど、それが一連の流れかというとはそうでもないときがあって、審理が詰まっていないと忘れちゃうような気がして、何を質問したらいいのかも分からなくなってしまうので、審理は、詰まっていた方がいいんじゃないかなと、真剣に話ができるんじゃないかなというふうに思います。

裁判員経験者 2：私は、間が空いている方が、冷却期間じゃないですけど、1週間を通してば一っと思うと、流れに乗ってしまった結論になるという感じがした部分もありますんで、間に冷却期間を入れておくと、その中で日常生活をしながら、あれはひょっとしたらこうなんかな、ああなんかなと、そんなこともできるんじゃないかなと思います。

裁判員経験者 3：今回初めて裁判に参加させていただいたんですけど、裁判所の方も一つずつ事柄を整理して積み上げていくような作業なんで、一つ一つ段階を踏んで行けば、日程的に空いていてもいいんじゃないかなと思います。

裁判員経験者 4：私は飛び飛びだったんですけど、実際に空いている日で、頭の中を整理できるというのはあったと思います。ですが、やっぱり1日空いてしまうと、質問した内容を、忘れるまではいかないですが、曖昧になってしまったりとか、そのニュアンスを忘れてしまうというのがあったり、朝一で、モチベーションをつくっていくというのが、なかなか大変だったなという思いがありました。

裁判員経験者 5：私の場合、連続で休んでいいよということで休暇をくれたんで、できたらぶっ通しでやってもらった方が、途切れることなく裁判員として出ることができたと思います。

司会者：どうもありがとうございました。弁護人からはどうですか。

後藤弁護士：弁護人の立場から言いますと、弁護活動の準備の関係で、パターン3とかパターン4みたいな形で、間を空けていただく方が、我々の活動としては、やりやすいところがあるんです。ただ、一番の目的というのは、裁判所、裁判員の方々に証拠からの確に心証を抱いていただきたいということになるわけで、そう考えると、集中して期日を設けた方がいいんじゃないかと、飛び飛びになると、記憶が薄れたり、お仕事との切り替えという問題もあるので、飛び飛びになるのもどうなのかなと。そうすると、私の個人的な意見ですけれども、パターン3とかパターン4なんかが、ちょうどいいバランスではないかというふうには感じました。

それで、私からもお伺いしたいことがありまして、審理を連日集中した方が
いいという御意見もありましたけれども、基本的に朝から夕方まで、審理をや
っていると思うんですが、朝から夕方までの審理なり評議なりっていうのは、
それを生業にしている人であれば大丈夫なんだろうけど、初めての人にして
みれば、結構しんどいんじゃないかとかというような気もするんです。その点
はいかがかなと思います。例えば1日じゃなく、半日ぐらいの方がいいですと
か、半日でその分、日数が多い方がまだいいとか、そういうお考えもあるのか
というところをお伺いしたいです。

裁判員経験者 5：私の場合は、午後5時までとか、午後3時までとか、午前中だ
けとか、いろいろな日があったんですけど、他の人に聞いたら、5時までには長
いな、次の日は3時までだから辛抱しようか、今日はまた5時までか、長いな
という人がほとんどだったんで、なんで5時までずっとする必要はあるのかな
というのが率直な考えです。

裁判員経験者 4：私は、裁判を1日やると言っても、1時間に一度ぐらいは休憩
をとっていただいていたし、それほど体の負担はなかったんですけど、やは
り日数を減らしていただいた方が仕事への影響が少ないので、午後5時までみ
っちり詰まっていた方がありがたいです。

裁判員経験者 3：私が担当した事件は、精神的な疾患を抱えている被告人の事件
だったんですけど、どの辺りが一番重要な部分なのかということ集中して考
えなければならぬんで、一概には言えないと思うんですけど、やっぱり記憶
を曖昧にしないという点を考えれば、集中している方がいいと思います。

裁判員経験者 2：裁判官が区切り区切りで休憩を取ってくださったりですか、
結論が出た段階でまとめていただいたりしていたんで、不謹慎な言い方ですけ
ど、1日やっても私は楽しめました。あと、これはちょっと失礼な言い方にな
るかもしれませんが、審理予定がいつからいつまでって決まっていますよね。
反対に言ったら、ストーリーができてるといえるか、ある程度落とすところがあ
って、それに向けて裁判官が進めていくというのがあるのかなというか、評議

で時間が押し迫ってくると、きちっと結審にもっていかれたんで、これは裁判官の方の技量だとも思うんですけど、後から思ったら、ストーリーはできてたのかなという気もちょっとしました。

大森裁判官：それは、恐らく理想的な形で審理や評議が進んだのではないかなと思います。裁判員裁判が始まる前に、裁判官、検察官、弁護士とで、どういった審理をするかについて十分話をしていますし、あるいは審理計画を立てる上で、裁判所の方でもこの事件はこの辺りが問題になるので、評議はこれぐらいかかるかなという予想を立てています。できるだけ皆様に御迷惑をかけることがないように、計画した期間の中できっちり納まるようにできればというところを目指しておりますので、きっちりと計画した期間内にできた例は、うまくいったという形になります。逆に言うと、突発的な事故が起きて、若干審理が押したりですとか、あるいは予備の日程を組んでいたけれども、早く終わったというようなパターンもあったりしますので、そこは、いろいろなところがございます。

司会者：私も申し上げておきたいのですが、今、皆様のお話を聞いていると順調に行ってよかったなという例ばかりで、うらやましく思っておりました。うまく行かないこともあって、証人の方が来てくれなくて、別の日に来てもらうことになって、そのスケジュールをどうやりくりしようとか、逆に当初想定していたより順調に行って、急遽、予定していた日なのにもう来なくても大丈夫ですということになってしまったこともあります。ストーリーができていないというのは全くないので、そこは御安心いただきたいと思います。

では、1番さん、お願いいたします。

裁判員経験者1：私自身は、朝から夕方でも、1日にまとまっている方がいいと思います。中途半端に昼から仕事に行っても、なかなか気持ちも切り替えられないと思いますし、特に1日裁判がずっとあっても負担になっていたわけではないので、1日ぎゅっと詰まっていた方がいいと思います。ただ、先ほども言ったんですけど、最初に論点整理がなされていて、そういったことを事前に皆

さんで考えられる中でこういうスケジュールが決まってるんだらうと思うんですけど、それが裁判員には全く分からないので、何のために今、この人からこんな話を聞いてるんだらうというのが分からないんです。自分なりに、これってこういうストーリーの中のこの部分なのかなということを考えて質問をしないといけないし、裁判に加わっていかないといけないので、いろいろなスケジュールが入っているものが、その論点整理なり、冒頭陳述なりの中で、今、この部分を解き明かすためにこれをしているんだよということがもっと分かれば、裁判員としては、しっかりと話にスムーズに加わっていけるんじゃないかなと思いました。後から考えて、これとこれはこの話だったのかというようなことが分かる状態でしたんで。

司会者：ありがとうございます。

最後に守秘義務の関係で何かこの場でおっしゃっておきたいことがあれば、ぜひ伺いしたいと思うんですけどもいかがですか。ございませんか。

本日は皆様の率直な御意見を聞かせていただいて非常に勉強になりました。本日いただいた御意見を踏まえて、裁判所でも、裁判員の皆様が参加しやすい審理日程の組み方を工夫していかなければいけないと率直に思いました。皆様からいただいた御意見は、周りの裁判官にも折に触れてお話しして行って、皆様の御意見を反映させるような形にしていきたいと思えます。

本日は貴重なお時間いただき、本当にありがとうございました。

以 上